

農地法第3条の許可申請に係る許可基準適否判断資料

許可基準		確認資料	整理番号1			
			申請者適否	農委適否	施行令・規則（不許可の例外）	
農地法第3条第2項	第1号	農業機械の所有状況、農作業従事者数からみて農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行う（機械・労働力・技術）と認められる ・農地の全て：現に権利を取得している土地及び申請地 ・機械：所有及び所有が見込まれる機械 ・労働力：世帯員及び雇用（見込み含む） ・技術：委託する場合は委託先含む	農地台帳 申請書 法人関係書類			令第2条第1項第1号(取得後、全ての農地について耕作の事業行うと認められ、かつ次のいずれかに該当) イ. 業務運営に欠かせない、試験研究、農事指導が目的のための法人による権利取得 ロ. 地方公共団体の公用、公共用取得 ハ. 学校・医療・社会福祉法人等の業務運営に必要な施設の用に供するための取得 ニ. 独立行政法人等の業務運営に必要な施設の用に供するための取得 令第2条第1項第2号(小作人以外の小作地所有権取得：次に該当) イ. 許可申請時に、機械の所有状況、農作業従事者数からみて全ての農地について効率的に利用し耕作の事業行うと認められる ロ. 小作期間満了後、効率的に耕作の事業を行うと認められる
	第2号	農地所有適格法人以外の法人による権利取得ではない	申請書 法人関係書類			令第2条第2項 一. 農協等が農業に必要な施設の用に供する場合 二. 森林組合等が樹苗の採取等の用に供する場合 三. 畜産公社が事業の運営に必要な施設の用に供する場合 四. 東日本高速道路(株)等が事業に必要な樹苗の育成に供する場合 五. 令第2条第1項第1号イロハニ
	第3号	信託の引き受けによる権利取得ではない	登記簿等			
	第4号	取得後必要な農作業に常時従事すると認められる（原則150日以上。兼業農家は60日以上）	申請書利用状況 現況等			令第2条第2項 一. 農協等が農業に必要な施設の用に供する場合 二. 森林組合等が樹苗の採取等の用に供する場合 三. 畜産公社が事業の運営に必要な施設の用に供する場合 四. 東日本高速道路(株)等が事業に必要な樹苗の育成に供する場合 五. 令第2条第1項第1号イロハニ
	第5号	所有権以外の権利を取得している者の貸付（転貸）ではない	登記簿等			
	第6号	取得後における農業が、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがない。 ・農地の面的利用を分断 ・水利調整に参加しない ・無農薬栽培地域への支障 ・共同防除等の営農活動への支障 ・高額な借賃の設定による取得	申請書			
（法人の貸貸借・使用貸借） 農地法第3条第3項	第1号	権利設定後、農地の適正利用が認められない場合、権利設定解除の条件が契約に付されている	契約書			
	第2号	他の農業者との役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれる ・他農業者との話し合い活動への参加、農道・水路等共同利用施設の取決め遵守等 ・機械、労働力の確保状況から長期的に継続して営農が可能	申請書 確約書			
	第3号	役員のうち一人以上が農業に常時従事すると認められる。	申請書			

※1 申請人は申請者適否欄に○×の記載を行い、申請書に添付し提出してください。
 ※2 適否欄のいずれかにおいて×と判断される場合は、不許可と判断することとなります。